

## 相続手続きで役立つ「戸籍証明書の広域交付」制度のご案内

---

### 1. 広域交付を利用できる方（重要）

請求できるのは、原則として次の方に限られます。

- 本人 配偶者 直系尊属（父母・祖父母など） 直系卑属（子・孫など）  
※兄弟姉妹の戸籍は、広域交付では請求できません。
- 

### 2. 広域交付で取得できる主な証明書（相続でよく使うもの）

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）：1通 450円
- 除籍全部事項証明書（除籍謄本）：1通 750円
- 改製原戸籍謄本：1通 750円

※本籍地側でコンピュータ化されていない戸籍が含まれる場合など、広域交付の対象外になることがあります。

---

### 3. 広域交付では取得できないもの（対象外）

次は 本籍地での請求が必要です。

- 戸籍抄本（個人事項証明書／一部事項証明書）
  - 戸籍の附票
  - 身分証明書、独身証明書 など
- 

### 4. 請求方法（必ず窓口／代理不可）

広域交付は、次の点にご注意ください。

- 請求できる方が、**窓口に来庁して請求**する必要があります
- 郵送請求はできません
- 委任状による代理人請求・第三者請求はできません

窓口に持参するもの

- **官公署発行の顔写真付き本人確認書類**（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

※健康保険証など顔写真のない本人確認書類では請求できない旨を案内している自治体もあります。

---

### 5. 相続での「窓口での伝え方」（例）

窓口では、次のように伝えるとスムーズです。

相続手続きのため、（被相続人）〇〇〇〇〇 の「**出生から死亡までの戸籍一式（戸籍・除籍・改製原戸籍を含む）**を、広域交付で請求したいです。」

---

## 6. 発行に時間がかかる／当日すぐ出ないことがある例

- ・ 「出生から死亡まで」など 請求量が多い場合
- ・ 本籍地への照会が必要な戸籍が含まれる場合
- ・ 直近の転籍・婚姻等で 戸籍の変動直後 の場合
- ・ 本籍地側で 紙管理（未コンピュータ化）の戸籍 が含まれる場合

→ 発行に時間がかかったり、後日交付や本籍地での請求となる場合があります。

---

### 当事務所のサポート

広域交付は「ご本人等が窓口で請求する制度」のため、当事務所が 委任状で広域交付を代理取得することはできません。

一方で、相続手続き全体の進め方に応じて、

- ・ 取得すべき戸籍の整理（どこまで必要かの見立て）
  - ・ 本籍地への請求（郵送請求等）が必要なケースの段取り
  - ・ 相続関係説明図作成等の周辺業務  
を含め、状況に合わせてご案内します。
- 

植村土地家屋調査士・行政書士事務所

携帯電話：090-4559-1937